

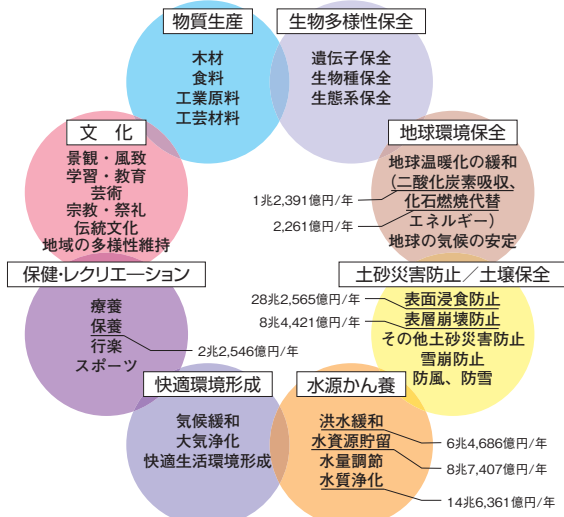
# 第IV章 森林の整備・保全

## 1. 森林の整備の推進

### (1) 我が国の森林の現状

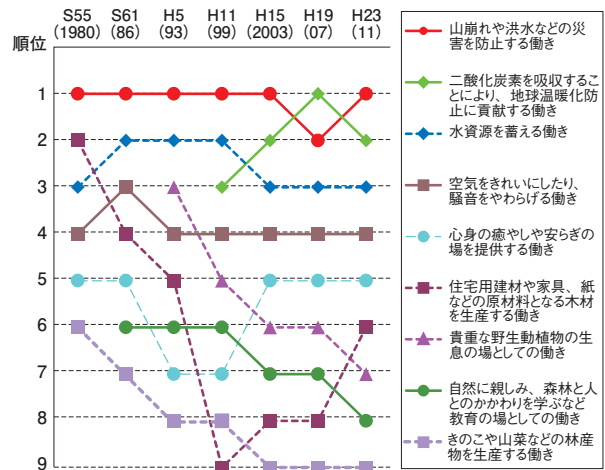
○森林の有する多面的機能を発揮していくため、持続可能な森林経営の下、多様で健全な森林の整備を進めることが重要。

#### 森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申

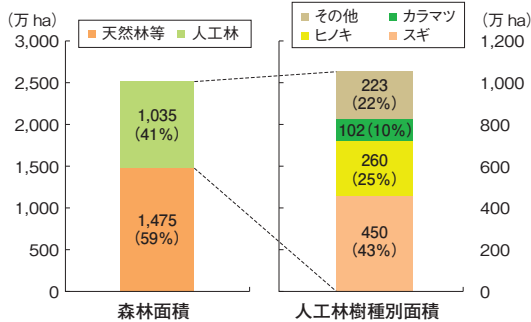
#### 国民が森林に期待する働き



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」等

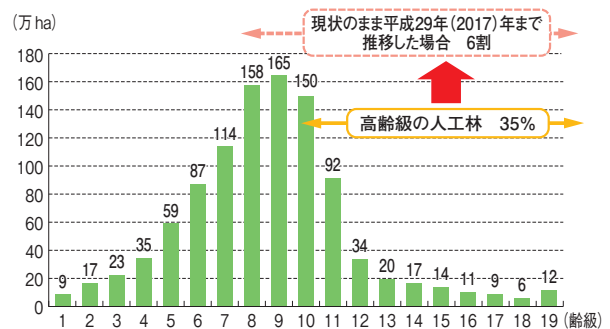
- 我が国の森林面積は、国土の約3分の2に当たる約2,500万ha。このうち約4割に相当する1千万haが人工林。人工林の主な樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ。
- 我が国の森林資源は量的には充実しつつあり、高齢級(50年生以上)の人工林は、平成29(2017)年には6割に増加する見込み。

#### 森林面積と人工林樹種別面積



資料：林野庁「森林・林業統計要覧2012」

#### 我が国の人工林の齢級構成



資料：林野庁「森林・林業統計要覧2012」

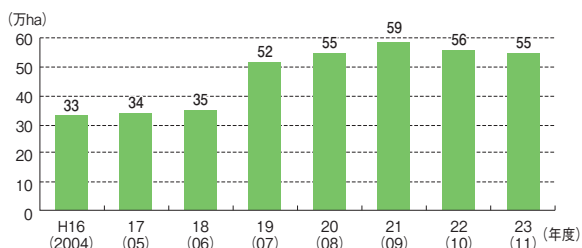
### (2) 森林・林業に関する施策の基本方針

- 平成23(2011)年7月に「森林・林業基本計画」を見直し、「森林の有する多面的機能」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。
- あわせて「全国森林計画」を見直し、国が重視すべき機能に応じた森林の3機能区分を示すことをやめて、地域主導により発揮を期待する機能ごとの区域の設定を可能に。これに即して、「地域森林計画」も一斉に変更。
- 「市町村森林整備計画」は、地域の森林のマスタープランとなるように、平成24(2012)年3月末までに全国1,614の市町村で変更。

### (3) 森林の適正な整備

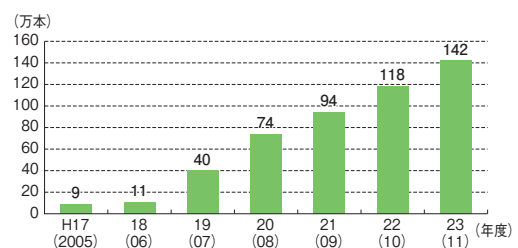
- 森林の有する多面的機能を発揮するため、間伐や再造林等の施業により、森林の適正な整備を進める必要。
- 平成19(2007)年度から平成24(2012)年度までの6年間で合計330万haの間伐を実施することを目標に、「間伐特措法」による地方公共団体の負担軽減等とともに、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を直接支援。平成23(2011)年度の間伐実施面積は55万ha。必要に応じ、私有林であっても公的な関与により整備。
- 森林の所有者情報を把握するため、森林の土地所有者届出制度の創設のほか、外国人等による森林買収の事例について調査(平成24(2012)年1月～12月は8件、計16haの事例)。
- 花粉の少ない森林づくりに向けた取組を推進。平成23(2011)年度の花粉尘対策苗木の生産量は約142万本(平成17(2005)年度の約16倍)。

間伐の実施状況



資料：林野庁整備課調べ。

花粉症対策苗木の生産量(概数)

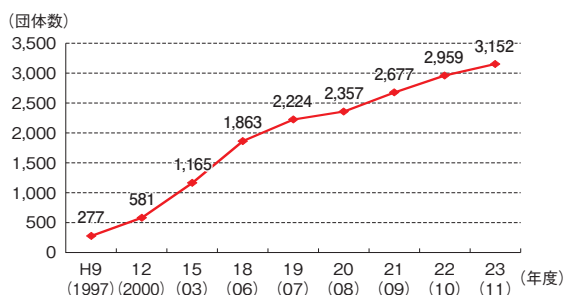


資料：林野庁研究・保全課調べ。

### (4) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 環境への関心の高まりに加え、経済・産業的、文化的な観点から、幅広い関係者が森林・林業に積極的に関わろうとする動き。
- 森林ボランティア団体数は、平成23(2011)年度には3,152団体に増加。また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環としての森林づくり活動が活発化。
- 各地の都道府県では、森林整備を主な目的とする独自の課税制度。平成24(2012)年度までに33県が導入。

森林ボランティア団体数の推移



資料：林野庁研究・保全課調べほか。

都道府県による独自課税の用途

事業内容	合計
・森林整備(主に水源地域)	33 県
・普及啓発	28 県
・森林環境学習	25 県
・ボランティア支援	23 県
・里山整備(主に集落周辺の里山林)	21 県
・木材利用促進	17 県
・地域力を活かした森林づくり(公募事業)	16 県
・人材育成	10 県

資料：林野庁企画課調べ。

### (5) 研究・技術開発及び普及の推進

- 平成24(2012)年9月に、新たな「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定。国や独立行政法人森林総合研究所、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。
- 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有し、市町村の森林・林業行政や地域の森林経営を支援する専門家(森林総合監理士(フォレスター))を育成。当面は、都道府県職員等を対象に「准フォレスター研修」を実施し、平成25(2013)年度から認定制度を開始。

## 2. 森林の保全の確保

### (1) 保安林等の管理・保全

### (2) 治山対策の展開

- 水源の涵養<sup>かん</sup>や山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定。保安林の面積は、全国の森林面積の48%、国土面積の32%に相当する1,205万ha(平成23(2011)年度末現在)。
- 「平成24年7月九州北部豪雨」等の山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 森林の山地災害防止機能の発揮のため、森林の造成や施設の整備を行う「治山事業」を実施。

#### 《事例》 治山施設の効果(「平成24年7月九州北部豪雨」)

平成24(2012)年7月11日から14日にかけて、九州北部を中心に甚大な被害。九州森林管理局の被害調査では、階段状に整備された治山施設群が渓床や山脚を固定し、崩壊や渓岸浸食の拡大を抑制したこと等が確認された。



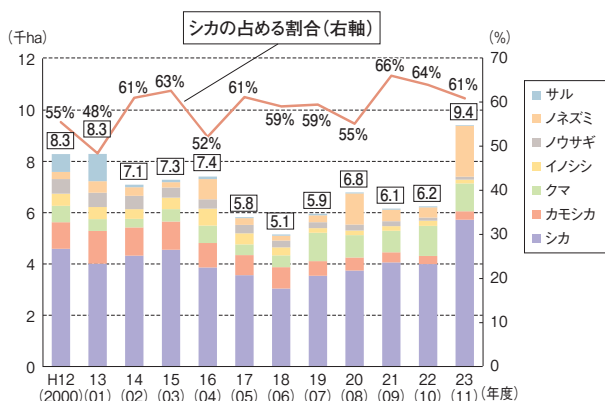
### (3) 森林における生物多様性の保全

- 平成24(2012)年9月に、「愛知目標」の達成に向けた我が国のロードマップとして「生物多様性戦略2012-2020」を閣議決定。戦略を踏まえて、適切な間伐や多様な森林づくりを推進。
- 我が国の世界遺産における森林の保全を推進。平成24(2012)年1月には、「富士山」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書をユネスコに提出。

### (4) 野生鳥獣被害対策の推進

- 平成23(2011)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生。約6割がシカによる被害。
- 鳥獣の捕獲を行う「個体数管理」、防護柵等により被害を防止する「被害の防除」、針広混交林や広葉樹林の育成等を行う「生息環境管理」の3つを総合的に推進。

野生鳥獣被害面積の推移



資料：林野庁研究・保全課調べ。

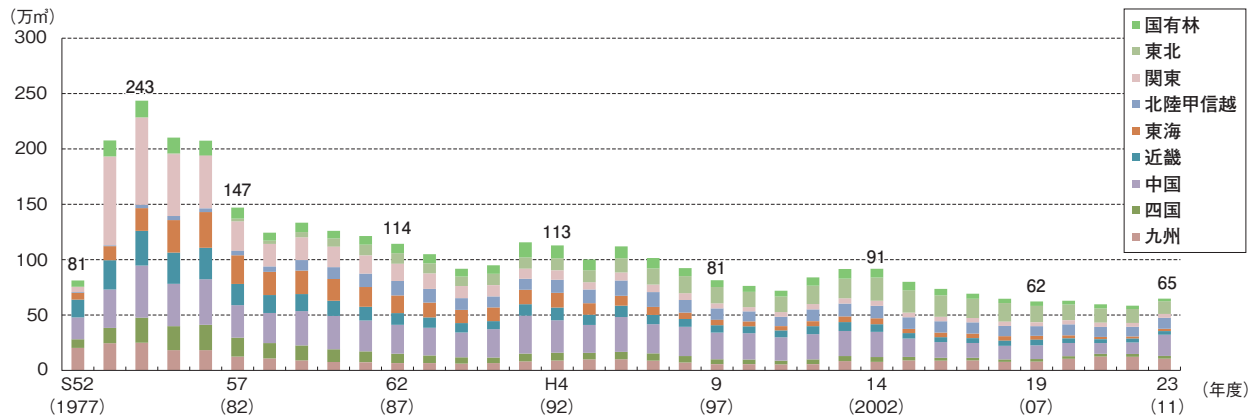
野生鳥獣被害対策の基本的な考え方



## (5) 森林病虫害対策の実施

- 平成23(2011)年度の松くい虫被害量は、ピーク時の4分の1程度の約65万m<sup>3</sup>であるが、依然として、我が国最大の森林病虫害被害。薬剤散布や樹幹注入等の「予防対策」や被害木の伐倒くん蒸等の「駆除対策」等を実施。
- 平成23(2011)年度のナラ枯れ被害は、前年度から半減して約16万m<sup>3</sup>。粘着材の塗布等の「予防対策」、被害木のくん蒸・焼却等の「駆除対策」を推進。

### 松くい虫被害量(材積)の推移



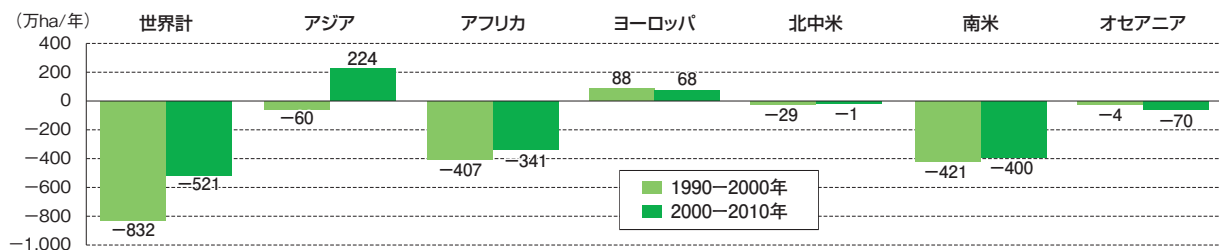
資料：林野庁プレスリリース。

## 3. 国際的な取組の推進

### (1) 世界の森林の現状

- 2010年の世界の森林面積は40.3億haで、世界の陸地面積の31%。2000年から2010年までの10年間で、年平均521万haの森林が減少。アフリカと南米で、それぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアでは、年平均224万ha増加。

### 世界における森林面積の変化



資料：FAO調べ。

### (2) 持続可能な森林経営の推進

- 2012年6月にブラジルで「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」を開催。成果文書(「我々の求める未来」)では、持続可能な森林経営の重要性を強調。
- 森林の違法伐採は、持続可能な森林経営を著しく阻害。我が国は「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づき、国際的な協力、政府調達における取組等を推進。木材生産国に導入可能なトレーサビリティ技術を開発。

### (3) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進に貢献。